

[参考1]

(設置)

1. 内閣府地方創生推進事務局に都市再生の推進に係る有識者ボード（以下「有識者ボード」という。）を置く。

(任務)

2. 有識者ボードは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく都市再生基本方針に関する検討等都市の再生に関する施策の推進に関する事項について調査・検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 有識者ボードは、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。
(2) 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

(招集)

4. 有識者ボードの会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 有識者ボードは、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により有識者ボードの会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を有識者ボード構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 有識者ボードの会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、有識者ボードの会議の終了後速やかに公開する。

(専門ワーキングの設置等)

7. (1) 座長は、必要があると認めるときは、有識者ボードに専門ワーキングを設置して調査・検討させることができる。
(2) 専門ワーキングの構成員及びその座長は、学識経験者等から有識者ボードの座長が指名する。
(3) 専門ワーキングの運営は、有識者ボードの運営に準ずる。

(庶務)

8. 有識者ボード及び専門ワーキングの庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

(雑則)

9. この要綱に定めるもののほか、有識者ボードの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。